## 報告第35号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月6日提出

東広島市長 髙 垣 廣 德

- 1 専決処分の内容
  - (1) 学校の管理上の瑕疵に係る損害賠償
    - ア 損害賠償の額

5,515円

- (2) 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第57条第1項の規定に基づく保険給付に係る損害賠償
- ア 損害賠償の額 2,835円
- イ 債 権 者 広島市南区小磯町1番1号

マツダ健康保険組合

理事長 吉 田 和 久

2 専決処分年月日令和4年3月31日

## (報告理由)

令和3年9月7日、東広島市立東志和小学校において、この学校の管理上の瑕疵により、下校中の児童が同校の敷地内の雨水桝の蓋に足を乗せたところ、当該雨水桝の蓋が劣化により破損したため、当該児童が当該雨水桝にはまり、左下腿部を負傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

## (根拠法令)

## 地方自治法

- 第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。
- ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について(平成2年10月8日議決)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。